

資料 3

(R5. 3. 24上下水道事業審議会)

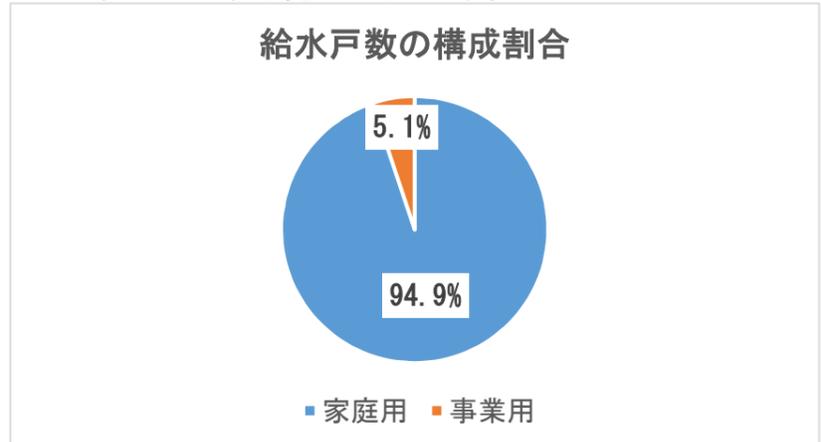
本市の水道料金の状況と料金体系

(1) 本市の水道料金の状況

■家庭用と事業用の使用者の比率

※R3調定データを使用して分析。家庭用：13口径・20口径、事業用：25口径～150口径と見なしています。

分類	口径	給水戸数 R3 (戸)	合計 R3 (戸)	割合
家庭用	13mm	24,633	28,812	94.9%
	20mm	4,179		
事業用	25mm	903	1,556	5.1%
	30mm	189		
	40mm	193		
	50mm	234		
	75mm	25		
	100mm	11		
	150mm	1		

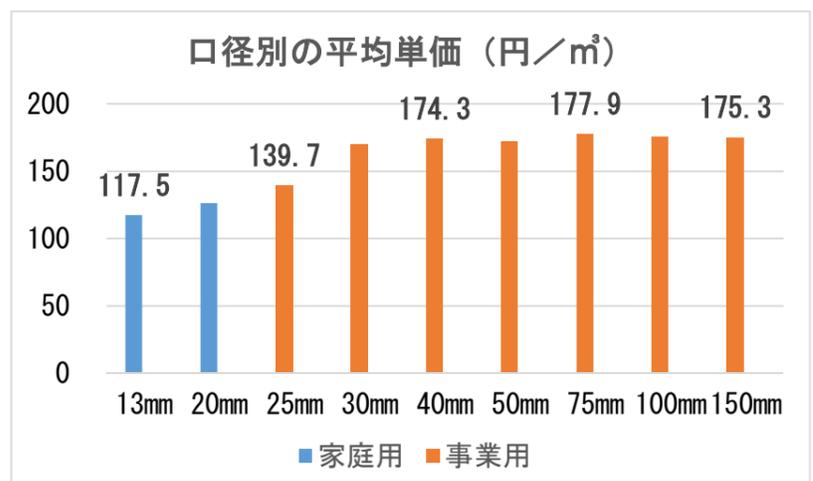
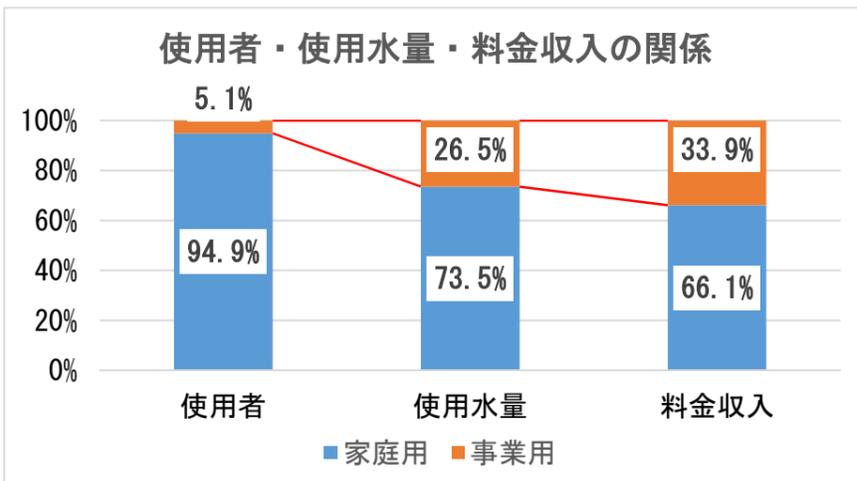


本市の水道事業における利用者の割合は、**家庭用が約95%**を占めています。このことから、本市の料金収入の大半が家庭用使用者からのものであることがわかります。

■家庭用と事業用の使用水量・料金収入の比率

※料金収入は調定データを使用しているため、決算書の料金収入と数百万円の差異があります。

分類	口径	使用水量 (千m ³)	割合	料金収入 R3 (千円)		割合	平均単価 (円/m ³)
				料金収入 R3 (千円)	合計 R3 (千円)		
家庭用	13mm	5,074	73.5%	596,450	731,921	66.1%	117.5
	20mm	1,074		135,472			126.2
事業用	25mm	301	26.5%	42,047	374,838	33.9%	139.7
	30mm	140		23,841			170.3
	40mm	389		67,841			174.3
	50mm	641		110,274			172.0
	75mm	113		20,158			177.9
	100mm	379		66,536			175.7
	150mm	252		44,141			175.3



【使用者・使用水量・料金収入の関係】

家庭用の使用者の割合は95%でしたが、**使用水量では73.5%、料金収入では66.1%**となっています。

家庭用は、一戸当たりの平均的な使用水量が事業用よりも少ないため、使用水量の割合が下がっています。

使用水量の割合が料金収入の割合とならないのは、①口径が大きくなるほど基本料金が高くなること、②事業用の使用水量が多いため従量料金が高くなることとが要因として考えられます。

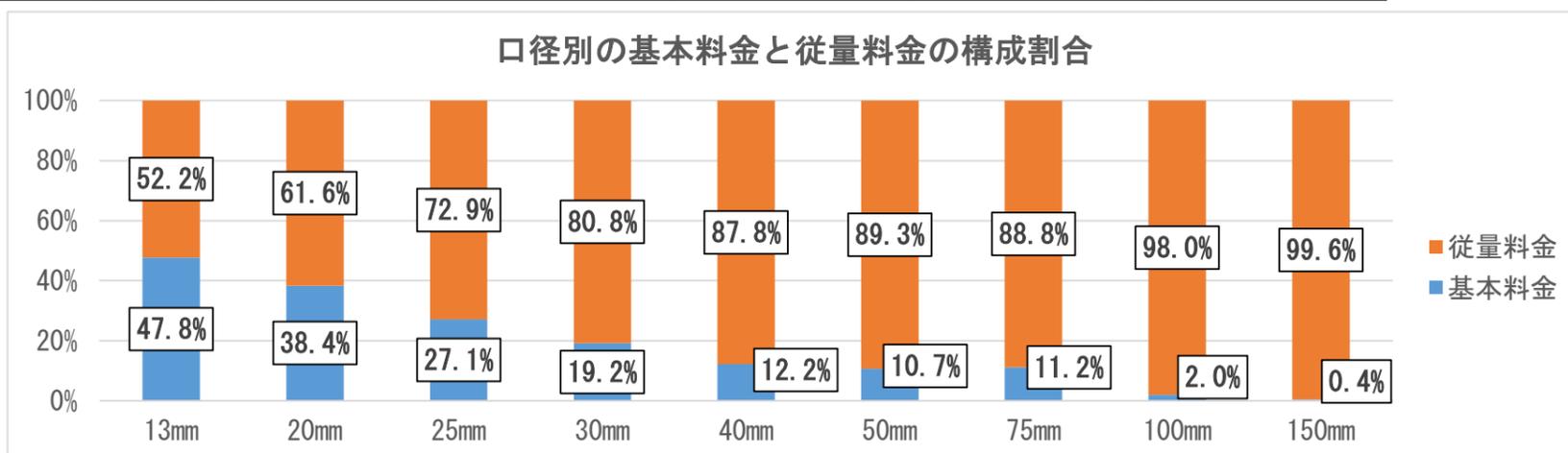
【口径別の平均単価】

口径が大きくなるほど、1m³当たりの平均単価は高くなる傾向にあります。

本市の料金体系においては、**家庭用の水道料金は低く、事業用の水道料金は高くなるように配慮がされている**と考えられます。

■口径別の基本料金と従量料金の構成割合

分類	口径	料金収入 R3 (千円)	料金収入の内訳		基本料金の割合	従量料金の割合
			基本料金 (千円)	従量料金 (千円)		
家庭用	13mm	596,450	284,953	311,497	47.8%	52.2%
	20mm	135,472	52,048	83,424	38.4%	61.6%
事業用	25mm	42,047	11,407	30,640	27.1%	72.9%
	30mm	23,841	4,573	19,268	19.2%	80.8%
	40mm	67,841	8,245	59,596	12.2%	87.8%
	50mm	110,274	11,781	98,493	10.7%	89.3%
	75mm	20,158	2,250	17,908	11.2%	88.8%
	100mm	66,536	1,320	65,216	2.0%	98.0%
	150mm	44,141	180	43,961	0.4%	99.6%



口径が小さいほど、基本料金が占める割合が大きくなる傾向にあります。この傾向は、家庭用で考えると、使用者の数が多いため基本料金収入が大きくなりますが、その一方で、1戸当たりの平均的な使用水量が少ないことから従量料金は小さくなっているものと考えられます。

■(1)のまとめ

使用者の観点では、家庭用が95%・事業用は5%となっており、家庭用がほとんどを占めています。料金収入の観点では、家庭用が66%・事業用は34%となっており、事業用が料金収入に占める割合は小さくありません。料金収入の基本料金と従量料金の内訳を口径別に見ると、**家庭用では基本料金40%・従量料金60%の構成**であるのに対して、**事業用では基本料金10%・従量料金90%の構成**となっています。

口径別の平均単価を見ると、家庭用よりも事業用が約50円高くなっており、現状の料金体系は家庭用の使用者に一定の配慮がなされています。また、使用者のほとんどが家庭用という本市の特徴を踏まえると、**使用水量が少ない家庭用の使用者からは基本料金で料金収入を確保し、使用水量が多い事業者については従量料金で料金収入を確保する料金体系が安定的な料金収入のために必要**です。現状の料金体系は、この観点からも各使用者の負担のバランスに配慮がなされています。

なお、事業用については、水道料金を高く設定しすぎると、地下水転換や新たな企業誘致が困難となり、かえって料金収入が減少してしまう恐れがあることから、家庭用・事業用ともに極端な負担とならないように配慮する必要があります。

(2)本市の水道料金の料金体系

■H25年度に実施した料金改定

口径(mm)	基本料金 (円)		増加額 (円)
	H13.4~	H25.7~	
13	900	990	+90円
20	1,000	1,100	+100円
25	1,100	1,200	+100円
30	3,000	3,250	+250円
40	4,000	4,250	+250円
50	5,000	5,250	+250円
75	7,500	7,500	-
100	10,000	10,000	-
150	15,000	15,000	-

水量区分	従量料金 (円)		増加額 (円)
	H13~	H25~	
0~20m³	基本水量	基本水量	-
21~40m³	120	125	+5円
41~60m³	120	130	+10円
61~100m³	130	140	+10円
101~200m³	140	150	+10円
201~600m³	150	160	+10円
601~1,000m³	155	170	+15円
1,001m³~	160	175	+15円

前回の料金改定では、①50口径以下の使用者の基本料金の改定、②水量区分が上がるほど増加するように傾斜をかけた従量料金の改定を実施しました。これは、(1)のまとめに記載したとおり、**家庭用の使用者が多く、事業者は従量料金の占める割合が大きいという本市の特性を踏まえての改定**であったと考えられます。

前回の改定において、本市の特性を踏まえ、家庭用と事業用のバランスを考慮した料金体系となっていることから、**今回の改定においては現在の料金体系のバランスを維持するために、基本料金・従量料金ともに一律の改定**とすることを提案します。